

野洲市建設工事等指名競争入札参加者の格付及び選定基準の改正について

1. 制度概要

◎野洲市建設工事等指名競争入札参加者の格付及び選定基準

(1) 趣旨

- ・契約審査会が行う建設工事等に係る指名競争入札の入札参加資格を有する業者の格付及び参加者の選定に関し必要な基準を定める。

(2) 経過

①平成16年10月1日施行

- ・野洲市としての基準を策定
- ・市内支店業者も格付対象とし、格付業種は1業者2業種以内
- ・格付区分は次のとおり

土木一式工事	A～Eの5区分	電気設備工事	A～Dの4区分
建築一式工事	A～Dの4区分	給排水冷暖房工事	A～Dの4区分
舗装工事	A～Dの4区分	造園工事	A～Dの4区分
水道施設工事	A～Cの3区分		

②平成22年3月10日一部改正（平成22年4月1日施行）

- ・平成21年度の入札制度検討委員会における検討により改正
- ・格付対象業者を市内本店業者に限定
- ・格付業種を1業者3業種以内に拡大
- ・格付区分及び請負工事標準額を変更

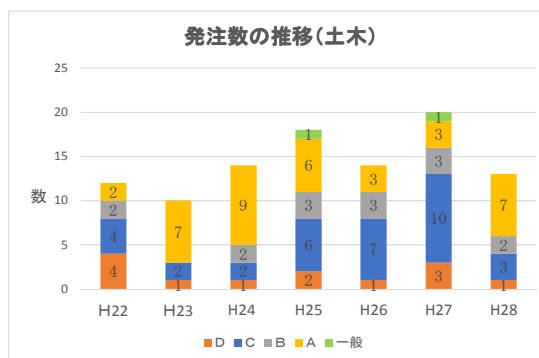
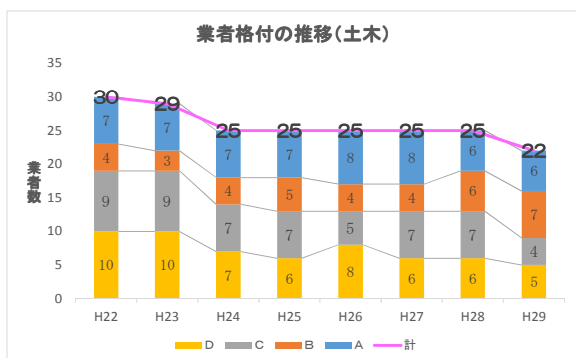
③平成29年度野洲市建設工事等指名競争入札参加者の格付

	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	水道施設工事	電気設備工事	給排水冷暖房工事	造園工事
A	6	4	0	5	0	4	0
B	7	3	7	6	2	3	3
C	4	5	0	2	1	3	0
D	5						
	22	12	7	13	3	10	3

2. 現状と課題

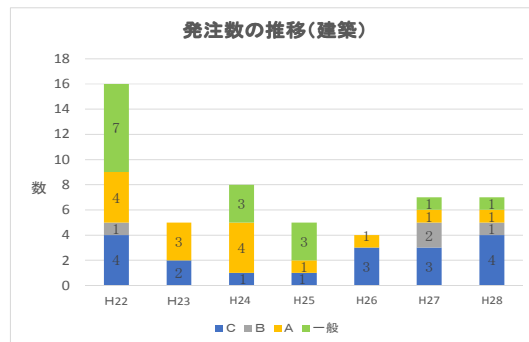
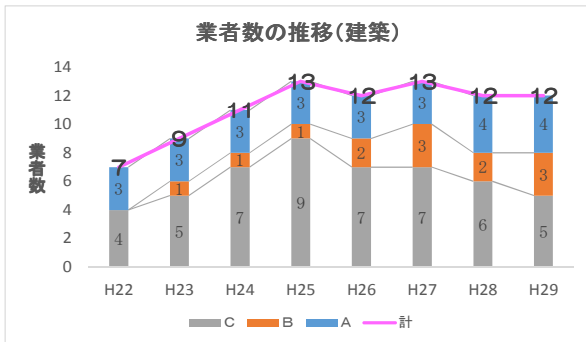
(1) 土木一式工事

- ・業者数が減少傾向にある。
- ・各区分における受注機会に偏りがある。



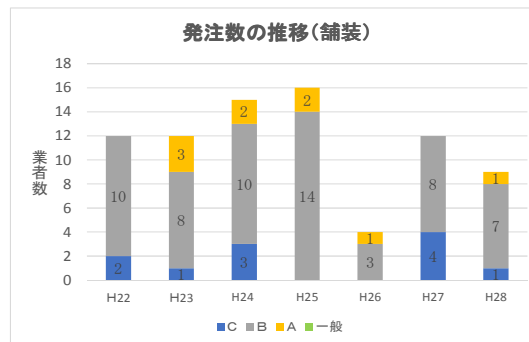
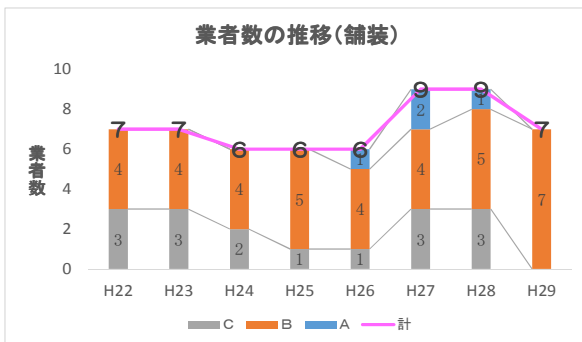
(2) 建築一式工事

- ・業者の全体数が少なく、指名競争入札参加最低人数である5者を満たさない区分が継続的にある。
- ・各区分における受注機会に偏りがある。



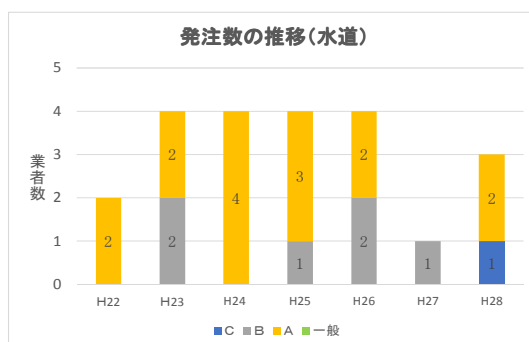
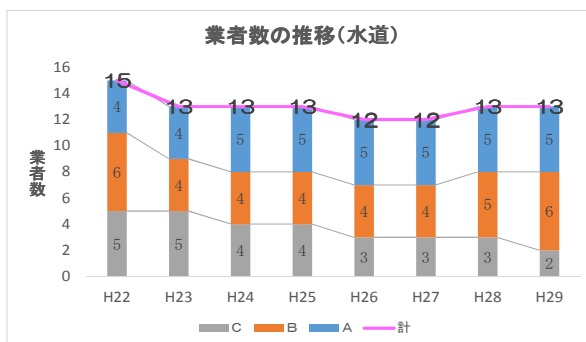
(3) 舗装工事

- ・業者の全体数が少なく、指名競争入札参加最低人数である5者を満たさない区分が継続的にある。
- ・各区分における受注機会に偏りがある。



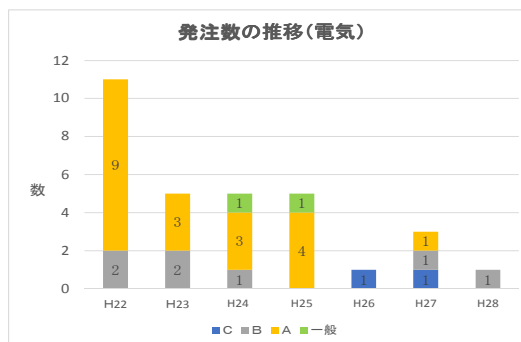
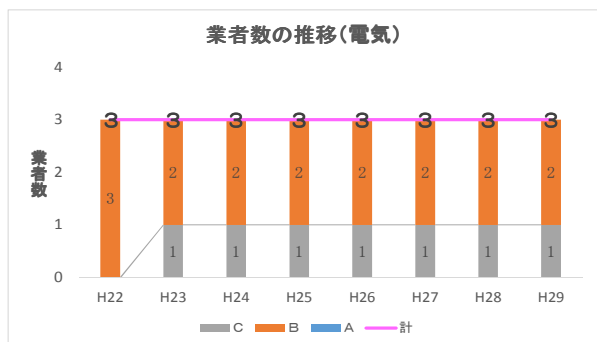
(4) 水道施設工事

- ・業者の全体数が少なく、指名競争入札参加最低人数である5者を満たさない区分が継続的にある。
- ・他工事に比べ標準額の幅が大きく、また、各区分における受注機会に偏りがある。



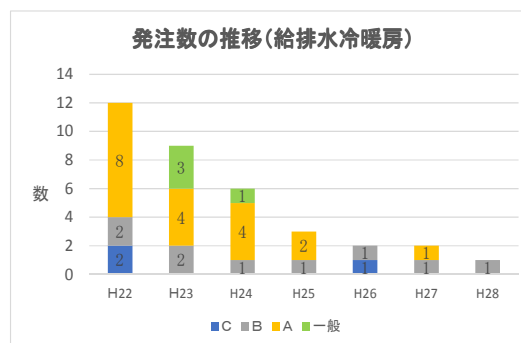
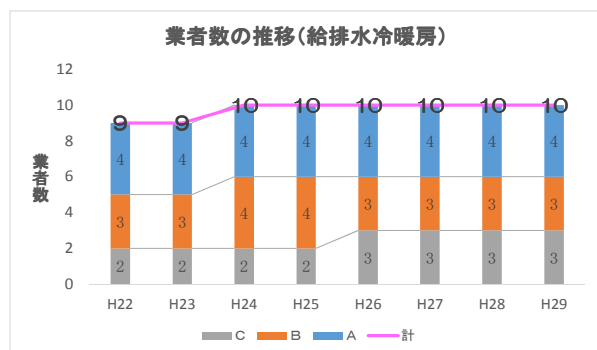
(5) 電気設備工事

- ・業者の全体数が少なく、どの区分においても指名競争入札参加最低人数である5者を満たさない状況が続いている。
- ・各区分における受注機会に偏りがある。



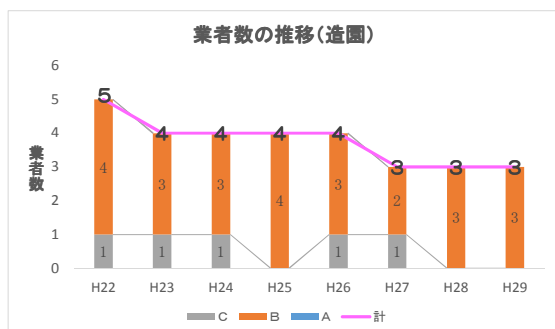
(6) 給排水冷暖房工事

- ・業者の全体数が少なく、どの区分においても指名競争入札参加最低人数である5者を満たさない状況が続いている。
- ・各区分における受注機会に偏りがある。



(7) 造園工事

- ・業者の全体数が少なく、どの区分においても指名競争入札参加最低人数である5者を満たさない状況が続いている。
- ・平成22年度から平成28年度まで、造園工事の発注がない。



3. 基準の改正

(1) 改正の考え方

- 競争性の確保
- 受注機会の均等
- 品質の確保

(2) 改正基準の概要

①請負工事標準額

業種	改正前		改正後	
	格付	請負工事標準額	格付	請負工事標準額
土木一式工事	A	2,000万円以上1億円未満	A	2,500万円以上1億円未満
	B	1,000万円以上2,000万円未満	B	1,000万円以上2,500万円未満
	C	300万円以上1,000万円未満	C	1,000万円未満
	D	300万円未満	—	—
建築一式工事	A	3,000万円以上1億円未満	A	3,000万円以上1億円未満
	B	1,000万円以上3,000万円未満	B	3,000万円未満
	C	1,000万円未満	—	—
舗装工事	A	1,500万円以上1億円未満	A	2,000万円以上1億円未満
	B	300万円以上1,500万円未満	B	2,000万円未満
	C	300万円未満	—	—
水道施設工事	A	800万円以上1億円未満	A	2,000万円以上1億円未満
	B	300万円以上800万円未満	B	2,000万円未満
	C	300万円未満	—	—
電気設備工事	A	800万円以上1億円未満	A	2,000万円以上1億円未満
	B	300万円以上800万円未満	B	2,000万円未満
	C	300万円未満	—	—
給排水冷暖房工事	A	1,500万円以上1億円未満	A	2,000万円以上1億円未満
	B	300万円以上1,500万円未満	B	2,000万円未満
	C	300万円未満	—	—
造園工事	A	1,200万円以上1億円未満	—	
	B	300万円以上1,200万円未満		
	C	300万円未満		

②客観区分基準及び技術区分

業種	改正前					改正後				
	格付	客観区分基準	技術区分			格付	客観区分基準	技術区分		
		総合評定数値	技術者数	内1級	監理技術者		総合評定数値	技術者数	内1級	監理技術者
土木一式工事	A	750点以上	4人以上	2人以上	2人以上	A	750点以上	3人以上	2人以上	2人以上
	B	750点未満 650点以上	3人以上	1人以上	1人以上	B	750点未満 650点以上	2人以上	1人以上	1人以上
	C	650点未満 550点以上	2人以上			C	650点未満	1人以上		
	D	550点未満	1人以上			—	—			
建築一式工事	A	650点以上	3人以上	1人以上	1人以上	A	700点以上	3人以上	1人以上	1人以上
	B	650点未満 550点以上	2人以上	1人以上		B	700点未満	1人以上		
	C	550点未満	1人以上			—	—			
舗装工事	A	650点以上	2人以上	1人以上	1人以上	A	700点以上	2人以上	1人以上	1人以上
	B	650点未満 550点以上	2人以上			B	700点未満	1人以上		
	C	550点未満	1人以上			—	—			
水道施設工事	A	650点以上	2人以上	1人以上	1人以上	A	700点以上	2人以上	1人以上	1人以上
	B	650点未満 550点以上	2人以上			B	700点未満	1人以上		
	C	550点未満	1人以上			—	—			
電気設備工事	A	650点以上	2人以上	1人以上	1人以上	A	700点以上	2人以上	1人以上	1人以上
	B	650点未満 550点以上	2人以上			B	700点未満	1人以上		
	C	550点未満	1人以上			—	—			
給排水冷暖房工事	A	650点以上	2人以上	1人以上	1人以上	A	700点以上	2人以上	1人以上	1人以上
	B	650点未満 550点以上	2人以上			B	700点未満	1人以上		
	C	550点未満	1人以上			—	—			
造園工事	A	650点以上	2人以上	1人以上	1人以上	—				
	B	650点未満 550点以上	2人以上							
	C	550点未満	1人以上							

③加減点項目 ※変更なし

主観点数		
主観点評価項目	主観点数（加減点）	
【1】 工事成績(主観数値) ① 参加希望工事別の工事成績 (前年度の成績を工種ごとに算出)	次の計算式により算出した点数 工事成績評点 - 65点 = 主観数値(工事評点)	
【2】 経営管理 ① IS09001の取得	以下についての登録及び付属書の提出 IS09001	+15
② IS014001、エコアクション21 K E S、エコステージの取得 (いずれか一つのみを加点)	IS014001 エコアクション21の場合 K E Sの場合 エコステージの場合	+15 +10 +10 +10
【3】 社会性 ① 社会貢献活動 (ア) 「美知メセナ制度」又は「淡海エコフォスター制度」の登録 (イ) 野洲市との「漏水修理待機」の契約並びに 上水道災害復旧作業に関する協定を結んでいる 団体の加入者 (ウ) 野洲市と災害協定を結んでいる団体の加入者 (エ) 野洲市内の雪寒対策事業者 (野洲市又は滋賀県発注分) (オ) 野洲市消防団員である従業員等の雇用	「美知メセナ制度」又は 「淡海エコフォスター制度」の登録 契約並びに協定の締結 協定の締結 契約の締結 1人 2人 3人以上	+10 +10 +10 +10 +5 +10 +15

③その他

(格付の有効期間)

- ・毎年6月1日から翌年の5月31日までとする。 ※従前のとおり（明確化）

(特定建設業許可の有無)

- ・各業種のAの対象となる者は、建設業法第3条に規定する特定建設業の許可を有しなければならない。 ※従前のとおり

(格付区分決定の例外)

- ・新規に入札参加資格を有することとなる者等は、最下位の格付区分とする。 ※従前のとおり
- ・直前の格付区分より上位の格付区分の対象となる者は、当該区分に格付する。 ※変更
(技術者のみなし算定)
- ・1級1名については、2級2名としてみなすことができる。 ※従前のとおり

4. 検討経過

平成29年7月20日 第7回野洲市建設工事等契約審査会（現状分析と方向性）

- ・現制度の概要把握や現状分析等を行った結果の見直しの方向性について確認

平成29年8月17日 第8回野洲市建設工事等契約審査会（シミュレーション結果）

- ・改正シミュレーションの提示及び改正（案）の絞込み

平成29年10月12日 第11回野洲市建設工事等契約審査会（改正（案）の提示）

- ・改正（案）の最終確認